

◆災害対策基本法（関係部分抜粋）

（避難行動要支援者名簿の作成）

第49条の10 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第1項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第1項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第1項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

（名簿情報の利用及び提供）

第49条の11 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第1項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支

援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(名簿情報を提供する場合における配慮)

第49条の12 市町村長は、前条第2項又は第3項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第49条の13 第49条の11第2項若しくは第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

◆【記載例】高鍋町避難行動要支援者名簿

地区：

No	ふりがな 氏名	生年月日 (年齢)	性別	電話番号 携帯番号 FAX番号	住所 (地区名)	緊急時連絡先		対象要件	同意	個別 計画
						氏名	電話番号			
1	たかなべ たらう 高鍋 太郎	S20.12.20 (72歳)	男	☎0983-26-2010 ☎ ☎	高鍋町大字上江 8437 (黒谷地区)	たかなべ はなこ 高鍋 花子	080-8888-8888	高齢者 介護保険	○	○
2	ぼうさい 防災 トメ子	S43.3.27 (49歳)	女	☎0983-26-2001 ☎090-9999-9999 ☎0983-23-6303	高鍋町大字持田 1111 (持田地区)	きんきゆう さとし 緊急 聡	070-7777-7777	障がい者	—	—
3				☎ ☎ ☎						
4				☎ ☎ ☎						
5				☎ ☎ ☎						
6				☎ ☎ ☎						
7				☎ ☎ ☎						

※対象要件には、高齢者・障がい者・介護保険・その他（難病、障がい者・介護保険に準ずる者）の区分別に記載すること。

◆【記載例】高鍋町避難行動要支援者名簿登録申請書（外部提供確認書）

高鍋町避難行動要支援者名簿登録申請書（名簿記載事項）

フリガナ	タカハ タロウ		
氏名	高鍋 太郎	(男・女)	生年月日 明・大 昭・平 20年 12月 20日
住所（地区名）	高鍋町大字上江 8437 番地 (黒谷 地区)		
避難支援等を必要とする事由	<input type="checkbox"/> 障害者手帳所持（手帳種別： 等級： ） <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険（要介護状態区分：要介護3） <input type="checkbox"/> 障がい福祉サービス受給中の難病患者 <input type="checkbox"/> その他（理由をご記入ください： ） 【特記事項】 日常的に車椅子を利用している。		
電話番号	0983-26-2010	F A X 番号	—
携帯電話番号	—	メールアドレス	—
緊急時連絡先	氏名 高鍋 花子 続柄 次女 電話番号 080-8888-8888		

※□については、該当する項目にチェックをお願いします。

高鍋町避難行動要支援者名簿の外部提供確認書

避難行動要支援者は、避難支援者への情報提供に同意することにより、避難支援者から災害発生時等における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害発生時等の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

高鍋町長

上記の内容を理解し、避難支援、安否確認、その他の生命又は身体を災害から保護するための必要な措置を受けるために、避難行動要支援者名簿に記載された個人情報や平常時より避難支援等関係者（消防機関、警察、自治公民館、自主防災組織、民生委員児童委員、消防団、社会福祉協議会、避難支援者等）に提供することに、

同意します。

同意しません。

平成 29 年 6 月 14 日 氏名 _____ 印 _____

※本人以外が申請する場合

代理人氏名 高鍋 花子 印 続 柄 次女 _____

代理人住所 高鍋町大字上江 8437-2 _____ 電話番号 080-8888-8888 _____

※□については、該当する項目にチェックをお願いします。

※同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。

◆【記入例】個別支援計画

No.	氏名	性別	年齢	血液型	家屋図
1	たかなべ たらう 高鍋 太郎	男	72	A	
住所（地区名）		高鍋町大字上江 8437 （黒谷地区）			
電話番号		0983-26-2010	携帯番号	—	
世帯区分		独居高齢者	身体区分	認知症	
避難支援者		支援 次郎		080-1111-1111	
民生委員		民生 員子		0983-26-2009	
協力員	安否連絡者 1	高鍋 花子		080-8888-8888	
	安否連絡者 2	—		—	
	避難時補助員	協力 一郎		080-3333-3333	
	誘導補助員	補助 三郎		090-4444-4444	
医療機関	①	〇〇内科		0983-11-1111	避難経路図
	②	△△整形外科		0983-55-5555	
	③				
災害支援内容		日常的に車椅子を使用しているため、災害時には、情報伝達から避難場所等への避難誘導までの支援が必要。			
避難場所	風水害時	高鍋町防災センター			
	震災時	高鍋町防災センター			
情報伝達での留意事項		耳が遠く電話の声が聞き取りにくいいため、できる限り自宅を訪問しての情報伝達が望ましい。			
避難誘導時の留意事項		車椅子での避難が可能かどうか十分に情報収集を行い、被害状況によっては複数名での対応が必要。			
避難先での留意事項		日常的に補聴器を使用しているため、補聴器の電池が必要。常備薬あり。障がい者トイレの使用が望ましい。			